

事務事業評価シート

事業番号 18	事務事業名 中小企業共済事業費	所管部課 産業振興課
------------	--------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	中小企業者が退職金共済契約に基づき納付する掛け金の一部を市が補助することにより、中小企業者の退職金共済契約の加入を促進し、もって従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることを目的とする。 【根拠法令等：西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱】		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【補助の概要】 ■補助内容 ・新たに被共済者となった者1人につき、1月当たり500円を補助。（共済掛金が2,000円以下の場合、300円/月の補助） ・新たに被共済者となった日の属する月分から起算して36月分を交付。 ■実施方法 ・該当事業所へ通知し、申請（請求）を受け、事業主へ支払う。			
事業開始時期【4】		合併前	実施形態【5】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】		3,581	3,188	3,240	3,687	千円
	内訳	主要な経費： 補助金	3,581	3,188	3,240	3,687	
		その他：					
		財源					
	内訳	国庫支出金・都支出金					
		地方債					
		その他 ()					
		一般財源	3,581	3,188	3,240	3,687	
	所要人員(B) 【7】		0.08	0.08	0.07	0.07	人
人件費(C)=平均給与 × (B)		584	574	502	502	千円	
会計年度任用職員報酬等(C') 【8】						千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		4,165	3,762	3,742	4,189	千円	
単位当たりコスト 【9】							
(E)=(D)/ (補助事業所数)		28	29	28	—	千円	

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	① 補助事業所数	147	132	133		件
	② 補助対象者数	784	710	832		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①補助金交付対象の事業所件数 ②補助対象の従業員人数：対象となる従業員の採用（雇用）人数の状況により増減あり					
【10】						

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	特になし	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中本市を含む9市が実施している。 500円/月が本市を含む6市、300円/月が1市、480円/月が1市、1,000円/月が1市。うち、36か月以上を補助対象としているのは、本市を含む5市。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	中小企業退職金共済制度掛金助成制度(厚生労働省)

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	中小企業の人材確保等を目的にした制度であり、深刻な人手不足の現状を踏まえ必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	中小企業における福利厚生の実施の支援として、市が実施することは妥当である。
B	事業（補助）の対象	適切	中小企業従業員のうち新たに被共済加入した者を対象にしており適切である。
	事業（補助）の内容	適切	他自治体の補助金額と比較して、月額500円の補助は適切である。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	人件費の効率化を図った。補助額については他自治体と比べ同等である。
	業務負担	普通	短期間での処理が負担ではあるが、AI-OCRの使用により入力業務の効率化が図られた。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		業務負担が多い入力業務について、令和5年度よりAI-OCRを使用したことで業務の効率化が図られた。その他業務で効率化ができる部分があるか検討する。 深刻な人手不足の影響により、人材の確保や定着が難しい状況におかれている中小企業を支援するため、西東京市第2次産業マスタープランにおいて、中小企業退職金共催掛金補助による雇用確保の支援に取り組むとしており、引き続き事業を実施する必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	事業の目的は一定理解できるものの、必要性については精査を要する。
	実施主体の妥当性	適切	市以外、実施主体となりえない。
B	事業（補助）の対象	適切	共済制度に新規加入した従業員のいる中小企業を対象としており適切と考える。
	事業（補助）の内容	適切	補助額については適切な水準であると考えられる。
	受益者負担	—	受益者負担の考え方には該当しない。
	事業コスト	普通	実施自治体は26市中9市と少ないが、補助額については他自治体と比べ中位である。
	業務負担	普通	特定時期に業務が集中するが、業務の効率化に取り組んだ結果、妥当な業務負担となっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		市内中小企業における福利厚生の実施や雇用確保を支援するという事業の目的は理解できるが、本事業に対する市内中小企業のニーズや本事業による効果は不明確であり、他市においても事業を実施していない自治体が多い状況となっている。 他市の状況も踏まえ、本市において事業継続のニーズがあるのか、どのような効果を求めて行っていくのかを改めて検討し、目的の達成に向けて本事業による支援の継続が適切であるか、経済状況や人手不足の状況を踏まえながら見直しを行う必要がある。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--